<u>発行責任者 / 小 林 政 氏</u> 発 行 日 / 2020年2月1日





税理士法人 小林合同会計 〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号 TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602 URL: https://www.kg-tax.jp

## 3月の税務



#### 1.3月10日

○2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

#### 2.3月16日

- ○前年分贈与税の申告 申告期間・・・2月3日から3月16日まで
- ○前年分所得税の確定申告 申告期間・・・2月17日から3月16日まで
- ○所得税確定損失申告書の提出
- ○確定申告税額の延納の届出書の提出 延納期限・・・6月1日
- ○個人の青色申告の承認申請 (1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内)
- ○個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告
- ○国外財産調書の提出

#### 3.3月31日

- ○個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
- ○1月決算法人の確定申告<法人税·消費税·地方消費税·法人事業税· (法人事業所税)·法人住民税>
- ○1月,4月,7月,10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 7月決算法人の中間申告<法人税·消費税·地方消費税·法人事業税·法人住民税> (半期分)
- ○消費税の年税額が400万円超の4月,7月,10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- ○消費税の年税額が4,800万円超の12月,1月決算法人を除く法人の 1月ごとの中間申告(11月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>



# 川崎大師。中間決算報告

令和2年1月21日(火)に弊社の恒例行事である「川崎大師での 祈願」及び「中間決算報告会」を行いました。

祈願当日は夜明け前にも関わらず、遠方より大勢の方々がお大師様に 参拝されていました。お護摩祈願ののち交通安全祈願堂へ移動。 顧問先様への大切な移動手段でもある自動車の交通安全も祈願して 頂きました。だるまさんに本年の弊社の標語である『調和』の文字を 入れていただき、川崎大師から会社へと戻ってきました。

















午後からは中間決算報告会です。所長の訓示から始まり、各委員会活動報告、各中間発表、 社員ひとりひとりのフリースピーチなどとても活気ある報告会となりました。 また、今年の標語となる『調和』ですが、社内だけでなくお客様や地域、社会全体 と共に調和のとれた事務所を目指します。





### 年末年始で疲れたからだに<br /> ・簡単チキンスープ<br /> ♡

お湯50000をお鍋に沸かします。(二人分)

味覇(ウエイパー)大さじ 2 杯をお湯にといて薄切りにした鶏胸肉 200gとお好みのお野菜(ほうれん草小松菜など合いま す)をいれて火が通ったら、溶き卵2個を鍋肌から少しずつ回しながら投入します。 卵を入れ終わったら火を止めて余熱で30秒。出来上がり~ あったまりますよ(^^♪

### 確定申告が始まります

令和元年分の所得税の確定申告受付が いよいよ始まります。

つきましては各担当者が皆様に申告で必要な書類の提出をお願いすることになります。 お忙しい時期とは思いますが、何卒皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。 資料に関してご不明な点がございましたら、担当者までお気軽にお尋ねください。